

70歳未満の高額療養費算定基準額(自己負担限度額)算出表

所得区分		掛金の標準となる額	一月当たりの自己負担限度額
		改正後	
上位Ⅰ	ア	標準報酬月額が83万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% 【多数回該当:140,100円】
上位Ⅱ	イ	標準報酬月額が53万円以上 83万円未満	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% 【多数回該当:93,000円】
一般Ⅰ	ウ	標準報酬月額が28万円以上 53万円未満	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】
一般Ⅱ	エ	標準報酬月額が28万円未満	57,600円【多数回該当:44,400円】
低所得	オ	市町村民税非課税者	35,400円【多数回該当:24,600円】